



# 鳥取県公報

令和7年1月17日（金）  
第9661号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	寄附金の徴収事務の委託（20）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（21）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定（22）（障がい福祉課）・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業計画の決定（23）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良法による換地計画の決定（24）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	国土調査の成果の認証（25）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定予定（3件）（26～28）（森林づくり推進課）・・・・・・・・ 3
	土地改良区の役員の就退任（29）（西部総合事務所農林局）・・・・・・ 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（鳥取県立厚生病院）・・・・・・・・・・・・ 5

# 告 示

## 鳥取県告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、ふるさと納税に係る寄附金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2-1	令和6年11月22日	令和6年12月3日 日	令和6年12月3日から 令和7年3月31日まで

## 鳥取県告示第21号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
東部石油販売株式会社 代表取締役 岡本 将	鳥取市里仁109-1	令和6年3月31日
有限会社上林産業 代表取締役 上林 元三郎	鳥取市湖山町北五丁目325	令和6年10月31日
大森自動車整備株式会社 代表取締役 山田 好江	鳥取市南安長一丁目2-18	令和6年11月30日

## 鳥取県告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療の 種類	指定年月日
有限会社土井	米子市西福原 六丁目2-29	尾高薬局	米子市尾高904-7	育成医療、更生医 療、精神通院医療	令和6年12月1日

## 鳥取県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 岩坪地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
令和7年1月17日から同年2月6日まで

3 縦覧に供する場所

北栄町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る船岡地区（志子部工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年1月17日から同年2月6日まで

3 縦覧に供する場所

八頭町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第25号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八頭郡若桜町	平成23年度から平成25年度まで	若桜町（大字須澄の一部（20113132502））の地籍図及び地籍簿	若桜町大字須澄の一部	令和7年1月17日

鳥取県告示第26号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市国府町宮下字岩常寺665の1から665の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第27号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市佐治町余戸字熊アミ707、字南和田804の1、804の2、806の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第28号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市上大立字葛根谷平96、97の1、97の3、98の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第29号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和7年1月17日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

理 事 矢 田 満 弘 西伯郡大山町殿河内776-30  
" 鹿 島 功 西伯郡大山町塩津97  
" 坂 満 男 西伯郡大山町殿河内776-34  
" 三 和 敬 子 西伯郡大山町下市844-101  
" 木 下 正 明 西伯郡大山町松河原1431-3  
監 事 門 垣 利 美 西伯郡大山町殿河内771-3  
令和6年12月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 太田垣 太 郎 西伯郡大山町殿河内772-80  
" 大宮司 正 西伯郡大山町殿河内771-11  
" 西 古 英 男 西伯郡大山町下市851-41  
" 角 圭 一 西伯郡大山町下市848-27  
" 安 藤 幹 雄 西伯郡大山町松河原1435-36  
監 事 濱 田 忠 寿 西伯郡大山町殿河内776-25  
" 金 田 淳 二 西伯郡大山町松河原52  
令和6年12月21日就任 任期2年

---

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所  
八頭郡八頭町大門字大光寺143
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨  
1に掲げる土地について、令和6年12月20日付鳥取県告示第675号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 八頭町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月17日

鳥取県立厚生病院長 花 木 啓 一

## 1 調達内容

## (1) 業務の名称及び数量

厚生病院建築保全業務 一式

## (2) 業務の仕様等

入札説明書による。

## (3) 業務場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

## (4) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

## (5) 入札方法等

入札は、紙入札によるものとする。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とし、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の業種区分のいずれか1つ以上に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）

イ 建物等の保守管理の空気調和設備管理（運転保守）

ウ 建物等の保守管理の給排水施設管理（運転保守）

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年1月24日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

## (5) 入札説明書別添厚生病院建築保全業務仕様書3の(1)のウに示す資格（本件調達の公告日において有効であるものに限る。）を持つ常勤の技術員を配置できる者であること。

## (6) 令和4年4月1日以降に、延床面積10,000平方メートル以上の建物において、本件調達と同様の保守点検を元請けとして受注して履行した又は履行中の実績を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

## 4 入札手続等

## (1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局総務課

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月17日(金)の午前9時から同年2月12日(水)の午後5時までの間にインターネットの鳥取県立厚生病院のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月17日(金)から同年2月12日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年2月28日(金)午後3時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第1会議室(外来・中央診療棟5階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和7年2月12日(水)午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載された金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えること

ができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札の参加に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Building preservation work of Kousei Hospital, 1 set

(2) February 12, 2025 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) February 28, 2025 3:00 PM : Time-limit for submission of tenders

February 28, 2025 10:00 AM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : General Affairs Division, Secretariat, Prefectural Kousei Hospital, 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年1月17日

鳥取県立厚生病院長 花 木 啓 一

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県立厚生病院で使用する灯油の供給 予定数量 556キロリットル

予定数量は、令和4年4月から令和6年9月までの納入実績に基づいて算出したものであり、患者数や気象条件等により変動することがある。

### (2) 納入期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (3) 1回当たりの納入数量

8キロリットルから12キロリットル程度

### (4) 1月当たりの納入回数

4回から7回程度

### (5) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

### (6) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、1の(1)の物品の納入に係る1キロリットル当たりの金額（10円未満の端数を含まないものとする。）を記載すること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が油脂・燃料類の石油に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年1月30日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

### (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

### (6) 本件公告に示した物品を鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

## 4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局総務課施設担当（外来・中央診療棟4階）

電話 0858-22-8181（代表）

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## (3) 入札説明書等の交付方法

令和7年1月17日（金）から同年2月28日（金）までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

## ア 交付期間及び交付時間

令和7年1月17日（金）から同年2月28日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 交付場所

(1)と同じ

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和7年3月21日（金）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日（水）午後5時とする。

## イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院 第3会議室（外来・中央診療棟5階）

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類として入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「事前提出物」という。）を、4の(1)の場所に令和7年2月28日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者及び開札の時ににおいて競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12

号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を確実に納品できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件調達に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosene 556kl

(2) Delivery period : From 1 April, 2025 through 31 March, 2026

(3) Delivery place : 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 28 February 2025

(5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM, 21 March, 2025

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 19 March, 2025

(6) Please contact for notice : General Affairs Division, Secretariat, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL:0858-22-8181